## 貿易規制による森林管理の可能性と限界

国立環境研究所 岡松 暁子

## 1.はじめに

- (1)熱帯林の減少
- (2)森林保護の分野における包括的な制度の欠如1
- (3)欧米における熱帯木材の輸入禁止措置:WTO協定<sup>2</sup>との整合性

# 2. 既存の森林保護政策:問題の所在

- (1)1992年「環境と開発に関する国際連合会議」(UNCED、地球サミット)
- (2)森林条約の挫折:途上国間での森林経営状況の相違、アメリカにおける高齢原生林の伐採問題 等
- (3)森林原則声明3の採択:法的拘束力なし4
- (4)先進国の環境保護政策と途上国の発展の権利との牴触

# 3.森林管理への可能性と限界

#### (1)背景

欧米先進国における熱帯木材の輸入禁止・ボイコット: EU 諸国の木材認証・ラベリング制度の導入 「持続可能な森林管理」が行われている森林から生産されている木材を示すことで、消費者がこのラ ベルの付された商品を購入することを選択するように促す 熱帯木材資源の産出国である途上国の「発展の権利」と衝突

### 国際熱帯木材機関(ITTO)の対応

- ・貿易禁止や制限措置は、熱帯木材の商品価値を損ない、熱帯林の農地などへの転用を促進するおそれがある
- ・熱帯木材貿易は熱帯林の持続可能な管理のインセンティブになる

新協定第36条5において、このような措置を認めない旨を規定

ラベリング制度<sup>6</sup>を導入しての保護政策の実施:ラベリング制度の国内法による制度化(EU諸国)

一方的な貿易制限措置の WTO 協定との牴触

\_

<sup>1</sup> 森林管理に関わる国際協定としては唯一、「国際熱帯木材協定」(ITTA:1983年)がある。もとより、この協定はその対象を熱帯林に限定しており、また一次産品貿易の安定的発展を目的として締結された国際商品協定であり、森林保護は当初の目的とは考えられていなかった。なお、この協定に基づいて、1986年に国際熱帯木材機関(ITTO)が設立されている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」。1995年、効力発生。一方的貿易制限措置は現在のWTO規定によっては認められていない。

 $<sup>^3</sup>$ 「すべての種類の森林の経営、保全および持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明」。

<sup>4</sup> 同じく地球サミットで採択された「リオ宣言」や「アジェンダ 21」にも、法的拘束力はない。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> ITTAは、1994 年に改正された。

<sup>6</sup> ラベリング制度とは、消費者の購買決定に影響力を行使することを企図して、製品に関する様々な情報を提示したラベルを製品に添付するものであるが、このうち、環境保護のために環境保全型産品であることを謳ったラベルを特に、エコラベルという。このエコラベルは、その製品や製品の製造工程・生産様式が、環境基準に基づいて環境負荷が比較的少ないということを、第三者機関が認証(certification)した上で付与される。原則として任意の制度であるが、EU諸国の中には国内法で制度化を図る動きが見られ、それが紛争の原因となっている。

### (2) オーストリア対 ASEAN 事件

オーストリアにおける国内法制定:1992年

- ・「熱帯木材および木製品に対するラベリングならびに持続可能な森林開発により生産された木材および 木製品に対する品質マークの創設についての連邦法」
  - (a) 熱帯木材に関する強制的なラベリング制度の創設
  - (b) あらゆるタイプの木材および木製品について、持続可能な経営が行われている森林から生産されたことを示す任意の品質マークを添付する制度の創設

#### ASEAN 諸国による GATT への提訴: 1992 年 6 月

- (a) 熱帯木材のみを対象とする制度の GATT の最恵国待遇 ( § 1 ) 及び内国民待遇 ( § 3 ) 違反
- (b) 品質マーク付与の条件となる持続可能な森林管理の要件に関する国際的合意が欠如している状況での一方的な決定

# オーストリアの国内法改正:1993年

- (a) ラベリングを任意の制度とする。
- (b) 対象を熱帯木材に限定せず、全ての木材および木製品とする。

#### 論点

- 1)GATT の最恵国待遇原則(§1)及び内国民待遇原則(§3)違反、一般的例外条項(§20)の適用可能性
  - ・起草趣旨:環境保護は想定されず
  - ・解釈:狭く、また限定的に行うべきであるという慣行の確立

オーストリア当局によるかかる事項の速やかな改正

- 2)オーストリア国内法の一方的措置の対抗力7
  - ・GATT の一般協定における「環境保護」に関する法の欠缺
    - ) 輸入制限措置の例外事項としての規定の欠如
    - ・措置の実効性 (effectiveness) 及び正当性 (legitimacy) の根拠の証明 GATT § 20 (b) 号にいう「必要性」(g) 号にいう「関連性」 先例による厳格な解釈: 本報告3.(3)
    - )産品(product)そのものではなく、その生産方式・生産工程(PPMs<sup>8</sup>)で規制することの適法性に関する規定の欠如
    - ・起草段階での想定なし オーストリアの一方的国内措置の許容可能性
- (3) WTO における類似の先例

マグロ・イルカ事件 I:アメリカ対メキシコ(1991年)

# )事実

・米:海洋哺乳動物保護法改正法:1972年

当該海域での自国漁船によるキハダマグロ漁について、イルカの付随的捕獲頭数を制限、それを越 えて混穫した外国漁船によるキハダマグロの輸入を禁止

・メキシコ: GATT 第3条の内国民待遇及び、第20条(b)及び(g)との適合性について、GATT に提訴

<sup>7</sup> 国内法に基づく一方的措置が対抗力を持つのは、当該措置が対象とする事項につき、国際法上の適用法規が未確定ないしは不明確である場合である。本件はGATTの一般協定に「環境保護」に関する規定が欠如しているという状況で起こった事件であり、そのような中でオーストリアによる一方的国内措置が許容されるか否かが争点となった。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Processes and Production Methods.

#### ) 争点

(a) PPMs 規制の GATT § 3 (内国民待遇) 違反

§ 3 は、そもそもこのような PPMs 規制を予想したものではなく、もっぱら産品それ自体に適用される 措置のみを対象としている。本件において問題となっている PPMs は、産品(マグロ)それ自体の性質に は影響を及ぼさない漁獲方法であり、かかる条項の対象とはならない。

(b) GATT § 20 (b) の適合性

この条項の起草過程を見ると、起草者の関心は、輸入国の管轄内の人、動物または植物の生命または健康の保護を目的とする公衆衛生上の措置にむけられていたのであり、かかる条項を域外的な保護措置を含むように解釈すると、他国の GATT 上の権利を危うくする保護措置を一方的に決定できることになってしまう。また、同条項が要求する「必要性」に関しても、米国がより貿易制限的でない代替措置を尽くしたことを立証してはおらず、本件は、§ 20 (b) によっては正当化されない。

### (c) GATT § 20 (g) の適合性

(b)号についてと同様に、かかる条項の適用範囲は、措置を発動する国の管轄内の天然資源に限定されるのであり、域外的管轄権を認めるものとして解釈すると、他国の GATT 上の権利を危うくする保存措置を一方的に決定できることになってしまうため、本件は、§ 20(g)によって正当化されない。

エビ・ウミガメ事件:アメリカ対インド、マレーシア、パキスタン、タイ (1998年) )事実

- ・米国:ウミガメを混穫する底引き網漁によって漁獲されたエビの輸入禁止措置
- ・インド他:WTO協定適合性を争い、紛争解決手続きに付託

### ) 争点

・GATT § 20 によるアメリカの措置の正当化

#### <小委員会>

輸出国が保護政策を採用することを市場アクセスの条件とする一方的措置の採用は、多角的貿易体制を 危険にさらすものであり、正当化されない。この認定は、一方的措置が常に、特に交渉に向けた真剣な努力がなされた後でも排除されることを意味するものではないが、本件では、アメリカは事前交渉を通じた 解決に至る真剣な努力を怠ったのであり、かかる措置は、§20柱書によって、正当化されない。従って、 本件においては、(b)(g)号の適合性の検討は不要である。

# <上級委員会>

アメリカの措置はウミガメの保護の政策目的と合理的に「関連」しており、(g)号でいう保存に関する措置である<sup>9</sup>。しかしアメリカの執った措置は、他の加盟国に対して自国が実施しているのと同一の措置をとることを強制しているものであることから、柱書に照らして正当化されない。

#### (4) WTO 体制における可能性と課題

WTO 体制との牴触

- ) 自国領域外の天然資源保護のために執られる一方的措置の GATT の当該条項の適合性の否定
- )一方的措置が常に、特に交渉に向けた真剣な努力がなされた後でも排除されることを意味するものではないことの明示: エビ・ウミガメ事件小委員会
- ) PPMs を理由とした貿易制限措置の§20(g)号適合性が肯定される可能性の示唆: エビ・ウミガメ事件上級委員会

<sup>9</sup> ウミガメが高度回遊性動物であり、アメリカ領域内も回遊することから、「関連性」が認められた。

# WTO 協定下で許容されるための要件の検討

- ・代替手段としてのより貿易制限的でない措置 (交渉や国際協力協定締結など)
- ・輸入制限の条件の緩和

### TBT協定10との関係

- ) 適用範囲
  - ・製品または関連の PPMs に関する規格も含む: 附属書一
  - ・産品非関連 PPMs への適用:規定が曖昧
    - 一般的には、適用されないことを示唆しているとの解釈

オーストリアによる熱帯木材のラベリングについては、木材の生産現場である森林の管理の持続可能性という、製品に直接関連しない基準に基づく規制は認められない可能性

) 立法作業による補完の必要性

#### 国際基準の設定

)「貿易と環境に関する委員会」: エコラベル制への TBT 協定及び適正実施基準の適用

#### ) 基準設定

- ・国家の主権的権限 国により基準や認証手続に差異があると貿易障害となりうる WTO 加盟国はその基準が「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさないように制定する必要
- )個々の制度の信頼性の確立
- ) 国際的な認証制度及びラベリング制度の確立
- )国際的な合意のある基準を採用した制度設計11及びその制度の実績の蓄積
- ) 基準の国際的統一化を通しての法の欠缺の補完

# 4. 結びに代えて

- (1)GATT § 20 (b) (g)の環境保護目的のための輸入制限への適用
- (2) 一方的国内措置の対抗力
- (3)森林保護の展望

\_

<sup>10 「</sup>貿易の技術的障害に関する協定」。産品の国際規格及びその国際適合性評価手続きが国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する目的で設立され、規格の制定にあたり、国際規格への準拠、内国民待遇及び最恵国待遇、規格及び認証手続の透明性の確保等を規定している。

<sup>11</sup> ISO14000 シリーズ、IECなどが考えられる。